

都市公園条例

都市公園条例

旧

新

(使用料)

第20条 都市公園内の土地若しくは施設等を使用する者又は有料公園の入園者は、別表第3に定める使用料及び規則で定める附属設備の使用料を納付しなければならない。ただし、しょうぶ園の入園料については4月から6月までの間に限り、ホール、談話室及び和室の使用料については1月から3月まで及び7月から12月までの間に限り納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、特に市長が認めたときは、この限りでない。

3 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用者の申請により使用料の全部又は一部を免除することができる。

別表第3(第20条第1項関係)

(1) 使用料の基本額

エ 有料公園の入園料

都市公園名	区分		金額
猿島公園	本市の区域内に住所を有する者	小学生	1人1回につき 円 130
		中学生	1人1回につき 250
	上記以外の者	15歳以上の者(中学生を除く。)	1人1回につき 250
		小学生	1人1回につき 500
しょうぶ園	一般	小学生	1人1回につき 100
		中学生	1人1回につき 320
		15歳以上の者(中学生を除く。)	1人1回につき 60
		小学生	1人1回につき 210
	30人以上の団体	中学生	1人1回につき 15歳以上の者(中学生を除く。)
		15歳以上の者(中学生を除く。)	1人1回につき 500

オ 有料公園施設(よこすか近代遺産ミュージアムティボディエ邸ムービー及び駐車場を除く。)の使用料

(使用料)

第20条 都市公園内の土地若しくは施設等を使用する者又は有料公園の入園者は、別表第3に定める使用料及び規則で定める附属設備の使用料を納付しなければならない。ただし、しょうぶ園の入園料についてはふじ及びしょうぶの開花期間で市長が別に定める期間に限り、ホール、談話室及び和室の使用料については当該市長が別に定める期間を除き納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、特に市長が認めたときは、この限りでない。

3 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用者の申請により使用料の全部又は一部を免除することができる。

別表第3(第20条第1項関係)

(1) 使用料の基本額

エ 有料公園の入園料

都市公園名	区分		金額
猿島公園	本市の区域内に住所を有する者	小学生	1人1回につき 円 0
		中学生	1人1回につき 250
	上記以外の者	小学生	1人1回につき 250
		15歳以上の者(中学生を除く。)	1人1回につき 500
しょうぶ園	一般	本市の区域内に住所を有する者	1人1回につき 0
		小学生	1人1回につき 100
		中学生	1人1回につき 500
		15歳以上の者(中学生を除く。)	1人1回につき 500
	30人以上の団体	本市の区域内に住所を有する者	1人1回につき 0
		小学生	1人1回につき 60

15歳以上の者(中学生 を除く。)	1人1回につき	300
----------------------	---------	-----

才 有料公園施設(よこすか近代遺産ミュージアムティボディエ邸ムービー及び駐車場を除く。)の使用料

有料公園施設 の種類	単位	金額		有料公園施設 の種類	単位	金額		
		市内	市外			市内	市外	
硬式野球場 (追浜公園に 限る。)	業として使 用する者	午前8時30分から11時まで	20,950 (14,400)	41,900 (28,800)	業として使 用する者	午前8時30分から11時まで	22,500 (15,800)	45,000 (31,600)
		午前11時から午後1時まで	16,760 (11,520)	33,520 (23,040)		午前11時から午後1時まで	18,000 (12,600)	36,000 (25,200)
		午後1時から3時まで	16,760 (11,520)	33,520 (23,040)		午後1時から3時まで	18,000 (12,600)	36,000 (25,200)
		午後3時から5時まで	16,760 (11,520)	33,520 (23,040)		午後3時から5時まで	18,000 (12,600)	36,000 (25,200)
		午後5時から7時まで	16,760 (11,520)	33,520 (23,040)		午後5時から7時まで	18,000 (12,600)	36,000 (25,200)
		午後7時から9時まで	16,760 (11,520)	33,520 (23,040)		午後7時から9時まで	18,000 (12,600)	36,000 (25,200)
		時間外1時間につき	8,380 (5,760)	16,760 (11,520)		時間外1時間につき	9,000 (6,300)	18,000 (12,600)
	15歳以上の者 (業として使 用する者、高 校生及び中學 生を除く。)	午前8時30分から11時まで	10,480	20,960	15歳以上の者 (業として使 用する者、高 校生及び中學 生を除く。)	午前8時30分から11時まで	11,300	22,600
		午前11時から午後1時まで	8,380	16,760		午前11時から午後1時まで	9,000	18,000
		午後1時から3時まで	8,380	16,760		午後1時から3時まで	9,000	18,000
		午後3時から5時まで	8,380	16,760		午後3時から5時まで	9,000	18,000
		午後5時から7時まで	8,380	16,760		午後5時から7時まで	9,000	18,000
		午後7時から9時まで	8,380	16,760		午後7時から9時まで	9,000	18,000
		時間外1時間につき	4,190	8,380		時間外1時間につき	4,500	9,000
	上記以外の者	午前8時30分から11時まで	6,550	13,100	上記以外の者	午前8時30分から11時まで	6,800	13,600
		午前11時から午後1時まで	5,240	10,480		午前11時から午後1時まで	5,400	10,800
		午後1時から3時まで	5,240	10,480		午後1時から3時まで	5,400	10,800
		午後3時から5時まで	5,240	10,480		午後3時から5時まで	5,400	10,800
		午後5時から7時まで	5,240	10,480		午後5時から7時まで	5,400	10,800
		午後7時から9時まで	5,240	10,480		午後7時から9時まで	5,400	10,800
		時間外1時間につき	2,620	5,240		時間外1時間につき	2,700	5,400

硬式野球場 (佐原2丁目 公園に限 る。)	15歳以上の者 (高校生及び 中学生を除 く。)	午前5時30分から8時30分ま で	7,030	14,060		硬式野球場 (佐原2丁目 公園に限 る。)	午前5時30分から8時30分ま で	8,400	16,800
		午前8時30分から11時まで	5,860	11,720			午前8時30分から11時まで	7,000	14,000
		午前11時から午後1時まで	4,690	9,380			午前11時から午後1時まで	5,600	11,200
		午後1時から3時まで	4,690	9,380			午後1時から3時まで	5,600	11,200
		午後3時から5時まで	4,690	9,380			午後3時から5時まで	5,600	11,200
		午後5時から7時まで	4,690	9,380			午後5時から7時まで	5,600	11,200
		時間外1時間につき	2,340	4,680			時間外1時間につき	2,800	5,600
	上記以外の者	午前5時30分から8時30分ま で	4,920	9,840		上記以外の者	午前5時30分から8時30分ま で	5,000	10,000
		午前8時30分から11時まで	4,090	8,180			午前8時30分から11時まで	4,200	8,400
		午前11時から午後1時まで	3,280	6,560			午前11時から午後1時まで	3,400	6,800
		午後1時から3時まで	3,280	6,560			午後1時から3時まで	3,400	6,800
		午後3時から5時まで	3,280	6,560			午後3時から5時まで	3,400	6,800
		午後5時から7時まで	3,280	6,560			午後5時から7時まで	3,400	6,800
		時間外1時間につき	1,640	3,280			時間外1時間につき	1,700	3,400
軟式野球場	午前5時30分から8時30分まで(衣笠公園を 除く。)		1,770	3,540		軟式野球場	午前5時30分から8時30分まで(衣笠公園を 除く。)	2,100	4,200
	午前8時30分から11時まで		1,470	2,940			午前8時30分から11時まで	1,700	3,400
	午前11時から午後1時まで		1,180	2,360			午前11時から午後1時まで	1,400	2,800
	午後1時から3時まで		1,180	2,360			午後1時から3時まで	1,400	2,800
	午後3時から5時まで		1,180	2,360			午後3時から5時まで	1,400	2,800
	午後5時から7時まで		1,180	2,360			午後5時から7時まで	1,400	2,800
	午後7時から9時まで(不入斗公園第1軟式野 球場及び西公園に限る。)		1,180	2,360			午後7時から9時まで(不入斗公園第1軟式野 球場及び西公園に限る。)	1,400	2,800
	時間外1時間につき		590	1,180			時間外1時間につき	700	1,400
運動場(はま ゆう公園に限 る。)	15歳以上の者 (高校生及び 中学生を除 く。)	午前8時30分から11時まで	11,950	23,900		運動場(はま ゆう公園に限 る。)	午前8時30分から11時まで	12,500	25,000
		午前11時から午後1時まで	9,560	19,120			午前11時から午後1時まで	10,000	20,000
		午後1時から3時まで	9,560	19,120			午後1時から3時まで	10,000	20,000
		午後3時から5時まで	9,560	19,120			午後3時から5時まで	10,000	20,000
		午後5時から7時まで(4月から 9月までに限る。)	9,560	19,120			午後5時から7時まで(4月から 9月までに限る。)	10,000	20,000
		時間外1時間につき	4,780	9,560			時間外1時間につき	5,000	10,000
	上記以外の者	午前8時30分から11時まで	7,170	14,340		上記以外の者	午前8時30分から11時まで	7,500	15,000
		午前11時から午後1時まで	5,740	11,480			午前11時から午後1時まで	6,000	12,000

		午後1時から3時まで	5,740	11,480			午後1時から3時まで	6,000	12,000
		午後3時から5時まで	5,740	11,480			午後3時から5時まで	6,000	12,000
		午後5時から7時まで(4月から9月までに限る。)	5,740	11,480			午後5時から7時まで(4月から9月までに限る。)	6,000	12,000
		時間外1時間につき	2,870	5,740			時間外1時間につき	3,000	6,000
運動場(大津公園に限る。)	午前8時30分から11時まで	1,470	2,940		運動場(大津公園に限る。)	午前8時30分から11時まで	1,700	3,400	
	午前11時から午後1時まで	1,180	2,360			午前11時から午後1時まで	1,400	2,800	
	午後1時から3時まで	1,180	2,360			午後1時から3時まで	1,400	2,800	
	午後3時から5時まで	1,180	2,360			午後3時から5時まで	1,400	2,800	
	午後5時から7時まで(4月から9月までに限る。)	1,180	2,360			午後5時から7時まで(4月から9月までに限る。)	1,400	2,800	
	時間外1時間につき	590	1,180			時間外1時間につき	700	1,400	
陸上競技場	一般	1人につき	100	200	陸上競技場	一般	1人につき	0	400
		回数券(11回分)	1,000	2,000			小学生及び中学生	回数券(11回分)	4,000
	専用 競技用器具を使用する場合	午前につき	(28,380)	(56,760)		専用 競技用器具を使用する場合	1人につき	200	400
			5,680	11,360			15歳以上の者(中学生を除く。)	回数券(11回分)	4,000
		午後につき	(34,270)	(68,540)					
			7,090	14,180					
		1日につき	(56,770)	(113,540)					
			11,350	22,700					
		時間外1時間につき	(6,710)	(13,420)					
	専用 競技用器具を使用しない場合	時間外1時間につき	1,410	2,820		専用 競技用器具を使用しない場合	午前につき	(30,000)	(60,000)
		午前につき	4,140	8,280				6,000	12,000
		午後につき	5,680	11,360					
		1日につき	8,280	16,560					
		時間外1時間につき	1,030	2,060					
サッカー場	15歳以上の者(高校生及び中学生を除く。)	午前6時30分から8時30分まで	14,670	29,340	サッカー場	午前6時30分から8時30分まで	15,000	30,000	
		午前9時から11時まで	14,670	29,340		午前9時から11時まで	15,000	30,000	
		午前11時から午後1時まで	14,670	29,340		午前11時から午後1時まで	15,000	30,000	
		午後1時から3時まで	14,670	29,340		午後1時から3時まで	15,000	30,000	
		午後3時から5時まで	14,670	29,340		午後3時から5時まで	15,000	30,000	
		午後5時から7時まで	14,670	29,340		午後5時から7時まで	15,000	30,000	
		午後7時から9時まで	14,670	29,340		午後7時から9時まで	15,000	30,000	

上記以外の者	午前6時30分から8時30分まで	8,800	17,600	午前9時から11時まで	8,800	17,600	上記以外の者	午前6時30分から8時30分まで	9,000	18,000	
庭球場	午前6時30分から8時30分まで(光の丘公園、西公園及び湘南国際村西公園に限る。)		980	1,960	日曜日、土曜日及び休日	午前6時30分から8時30分まで(光の丘公園、西公園及び湘南国際村西公園に限る。)		1,500	3,000		
	午前8時30分から11時まで		1,220	2,440		午前8時30分から11時まで		1,900	3,800		
	午前11時から午後1時まで		980	1,960		午前11時から午後1時まで		1,500	3,000		
	午後1時から3時まで		980	1,960		午後1時から3時まで		1,500	3,000		
	午後3時から5時まで		980	1,960		午後3時から5時まで		1,500	3,000		
	午後5時から7時まで		980	1,960		午後5時から7時まで		1,500	3,000		
	午後7時から9時まで(追浜公園、光の丘公園及び西公園に限る。)		980	1,960		午後7時から9時まで(追浜公園、光の丘公園及び西公園に限る。)		1,500	3,000		
	時間外1時間につき		490	980		時間外1時間につき		800	1,600		
	一般	午前につき		200	400	上記以外の日	午前6時30分から8時30分まで(光の丘公園、西公園及び湘南国際村西公園に限る。)		1,000	2,000	
		午後につき		310	620		午前8時30分から11時まで		1,300	2,600	
弓道場	専用	午前につき		2,010	4,020		午前11時から午後1時まで		1,000	2,000	
		午後につき		2,840	5,680		午後1時から3時まで		1,000	2,000	
		夜間につき		1,990	3,980		午後3時から5時まで		1,000	2,000	
相撲場	専用	1人につき		100	200		午後5時から7時まで		1,000	2,000	
		午前につき		3,350	6,700		午後7時から9時まで(追浜公園、光の丘公園及び西公園に限る。)		1,000	2,000	
		午後につき		5,030	10,060		時間外1時間につき		500	1,000	
		夜間につき		1,990	3,980		弓道場		0	600	
アーチェリー場	一般	15歳以上の者(高校生及び中学生を除く。)	1人1時間につき	260	520	上記以外の日	午前6時30分から8時30分まで(光の丘公園、西公園及び湘南国際村西公園に限る。)		1,000	2,000	
				160	320		午前8時30分から11時まで		1,300	2,600	
		上記以外の者					午前11時から午後1時まで		1,000	2,000	
	専用	15歳以上の者(高校生及び中学生を除く。)	午前につき	10,480	20,960		午後1時から3時まで		1,000	2,000	
			午後につき	15,720	31,440		午後3時から5時まで		1,000	2,000	
		上記以外の者	午前につき	6,280	12,560		午後5時から7時まで		1,000	2,000	

			午後につき	9,430	18,860				午後につき	0	800
エアライフル 場	一般	15歳以上の者(高校生及び中学生を除く。)	1人1時間につき	260	520		専用	15歳以上の者(中学生を除く。)	午前につき	300	600
		上記以外の者		160	320			午後につき	400	800	
	専用	15歳以上の者(高校生及び中学生を除く。)	午前につき	10,480	20,960			午前につき	2,400	4,800	
			午後につき	15,720	31,440			午後につき	3,400	6,800	
		上記以外の者	午前につき	6,280	12,560			夜間につき	2,300	4,600	
水泳プール (馬堀海岸公園を除く。)	小学生及び中学生	1回につき		60		相撲場	一般	小学生及び中学生	0	400	
	15歳以上の者(中学生を除く。)	1回につき		180				15歳以上の者(中学生を除く。)	200	400	
		午前9時から11時30分まで		10,160			専用	午前につき	4,000	8,000	
	専用	正午から午後2時30分まで		11,950				午後につき	6,000	12,000	
		午前9時から午後2時30分まで		20,320				夜間につき	2,300	4,600	
水泳プール (馬堀海岸公園に限る。)	一般	小学生及び中学生	1回3時間まで	190		アーチェリー場	一般	小学生及び中学生	0	400	
			1回3時間を超えた場合は、190円に3時間を超えた時間30分までごとに30円加算する。					高校生	200	400	
		15歳以上の者(中学生を除く。)	1回3時間まで	470				15歳以上の者(高校生及び中学生を除く。)	300	600	
			1回3時間を超えた場合は、470円に3時間を超えた時間30分までごとに80円加算する。				専用	15歳以上の者(高校生及び中学生を除く。)	12,000	24,000	
	30人以上の団体	小学生及び中学生	1回3時間まで	130			午後につき	18,000	36,000		
			1回3時間を超えた場合は、130円に3時間を超えた時間30分までごとに30円加算する。				上記以外の者	7,500	15,000		
		15歳以上の者(中学生を除く。)	1回3時間まで	380			専用	午後につき	11,300	22,600	
			1回3時間を超えた場合は、380円に3時間を超えた時間30分までごとに80円加算する。				エアライフル場	小学生及び中学生	0	400	

				備考
1 市内とは、使用者が次の各号のいずれかに該当する者(ドッグラン広場の使用者にあっては、第1号に該当する者)である場合をいう。				1 市内とは、使用者が次の各号のいずれかに該当する者(ドッグラン広場の使用者にあっては、第1号に該当する者)である場合をいう。
(1) 本市の区域内に住所を有する者				(1) 本市の区域内に住所を有する者
(2) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者				(2) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
(3) 本市の区域内に存する学校に在学する者				(3) 本市の区域内に存する学校に在学する者
2 市外とは、使用者が前項各号のいずれにも該当しない者(ドッグラン広場の使用者にあっては、同項第1号に該当しない者)である場合をいう。				2 市外とは、使用者が前項各号のいずれにも該当しない者(ドッグラン広場の使用者にあっては、同項第1号に該当しない者)である場合をいう。
3 有料施設の使用者が入場料その他これに類する対価を徴収する場合の使用料は、この表の規定にかかわらず、この表に定める金額に市長が定める公園管理の費用を加えた金額とする。				3 有料施設の使用者が入場料その他これに類する対価を徴収する場合の使用料は、この表の規定にかかわらず、この表に定める金額に市長が定める公園管理の費用を加えた金額とする。
4 この表午前とあるのは午前8時30分から正午までとし、午後とあるのは正午から午後5時までとし、夜間とあるのは午後5時から午後7時までとする。				4 この表午前とあるのは午前8時30分から正午までとし、午後とあるのは正午から午後5時までとし、夜間とあるのは午後5時から午後7時までとする。
5 この表中高校生とあるのは、次に掲げる学校に在学する者をいう。				5 この表中高校生とあるのは、次に掲げる学校に在学する者をいう。
(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校				(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校
(2) 学校教育法第1条に規定する中等教育学校の後期課程				(2) 学校教育法第1条に規定する中等教育学校の後期課程
(3) 学校教育法第1条に規定する高等専門学校				(3) 学校教育法第1条に規定する高等専門学校
(4) 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部				(4) 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部
(5) 学校教育法第124条に規定する専修学校の高等課程				(5) 学校教育法第124条に規定する専修学校の高等課程
(6) 学校教育法第134条に規定する各種学校のうち高等学校に相当するもの				(6) 学校教育法第134条に規定する各種学校のうち高等学校に相当するもの
(7) その他高等学校に相当する教育施設				(7) その他高等学校に相当する教育施設
6 硬式野球場(追浜公園に限る。)の金額の欄中()内の金額は、練習に使用する場合の金額とする。				6 硬式野球場(追浜公園に限る。)の金額の欄中()内の金額は、練習に使用する場合の金額とする。
7 運動場(はまゆう公園に限る。)及びサッカー場の使用料については、半面使用の場合は半額とし、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。				7 運動場(はまゆう公園に限る。)及びサッカー場の使用料については、半面使用の場合は半額とし、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
8 陸上競技場の金額の欄中()内の金額は、運動会等に使用する場合の金額とする。				8 陸上競技場の金額の欄中()内の金額は、運動会等に使用する場合の金額とする。
9 室内投球場の使用料については、硬式野球場と同時に使用する場合は、徴収しない。				9 室内投球場の使用料については、硬式野球場と同時に使用する場合は、徴収しない。
キ 駐車場の使用料				
公園名	使用料			
	種類	区分	金額	円
	普通	1回30分まで	0	
		1回30分を超えて2時間まで	320	
		1回2時間を超えた場合は、320円に2時間を超えた時間30分までごとに50円を加算する。		
		ただし、620円を超えるときは、620円とする。		

公園名	使用料		
	種類	区分	金額
追浜公園駐車場		1回30分まで	円 0
夏島都市緑地駐車場		日曜	円 0
不入斗公園第2駐車場		1回30分を超えて1時間まで	円 150
不入斗公園臨時駐車場		日及 び休 日	
はまゆう公園駐車場		1回1時間を超えた場合は、150円に1時間を超えた時間30分までごとに150円を加算する。ただし、800円を超えるときは、800円とする。	
大津公園駐車場			
佐原2丁目公園第2駐車場			
久里浜1丁目公園駐車場		1回30分まで	円 0

光の丘公園駐車場 西公園駐車場 湘南国際村西公園駐車場 佐島の丘第4公園駐車場			光の丘公園駐車場 西公園駐車場 湘南国際村西公園駐車場 佐島の丘第4公園駐車場		1回30分を超えて1時間まで 1回1時間を超えた場合は、100円に1時間を超えた時間30分までごとに100円を加算する。ただし、700円を超えるときは、700円とする。	100	
追浜公園臨時駐車場 不入斗公園第1駐車場 大津公園臨時駐車場 佐原2丁目公園第1駐車場	普通	1回30分まで 1回30分を超えて2時間まで 1回2時間を超えた場合は、320円に2時間を超えた時間30分までごとに50円を加算する。 ただし、620円を超えるときは、620円とする。	0 320	日曜 日、 土曜 日及 び休 日	1回30分まで 1回30分を超えて1時間まで 1回1時間を超えた場合は、150円に1時間を超えた時間30分までごとに150円を加算する。ただし、800円を超えるときは、800円とする。	0 150	
大型	1回につき	2,100	普通	1回1時間まで 1回1時間を超えた場合は、420円に1時間を超えた時間30分までごとに210円を加算する。	420 2,100	1回30分まで 1回30分を超えて1時間まで 1回1時間を超えた場合は、100円に1時間を超えた時間30分までごとに100円を加算する。ただし、700円を超えるときは、700円とする。	0 100
ヴェルニー公園駐車場	普通	1回1時間まで 1回1時間を超えた場合は、420円に1時間を超えた時間30分までごとに210円を加算する。	420	大型	1回につき	2,100	
大型	1回につき	2,100	普通	1回1時間まで 1回1時間を超えた場合は、420円に1時間を超えた時間30分までごとに210円を加算する。	420 2,100	1回1時間まで 1回1時間を超えた場合は、420円に1時間を超えた時間30分までごとに210円を加算する。	420
三笠公園駐車場	普通	1回1時間まで 1回1時間を超えた場合は、420円に1時間を超えた時間30分までごとに210円を加算する。 1回2時間を超えた場合は、840円に2時間を超えた時間1時間までごとに100円を加算する。	420	大型	1回につき	2,100	
しょうぶ園駐車場	普通	1回30分まで 1月から3月まで及び7月から12月まで 1回1時間まで 4月から6月まで 大型	100 100円に30分を超えた時間30分までごとに100円を加算する。ただし、600円を超えるときは、600円とする。 320 320円に1時間を超えた時間30分までごとに150円を加算する。 通年 1回につき	320 320 2,100	普通	1回1時間まで 1回1時間を超えた場合は、420円に1時間を超えた時間30分までごとに210円を加算する。	420
馬堀海岸公園駐車場	普通	1回30分まで	100	普通	1回につき	600	
				ふじ 及び しょ うぶ の開	1回30分まで 1回30分を超えた場合は、250円に30分を超えた時間30分までごとに250円を加算する。	250	

		1回 30 分を超えた場合は、100 円に 30 分を超えた時間 30 分までごとに 100 円を加算する。ただし、800 円を超えるときは、800 円とする。			花期間で市長が別に定める期間			
走水水源地公園駐車場	普通	1回 30 分まで 1回 30 分を超えた場合は、210 円に 30 分を超えた時間 30 分までごとに 210 円を加算する。ただし、1,680 円を超えるときは、1,680 円とする。	210		1回 30 分につき 上記以外の日	150	1回 30 分を超えた場合は、150 円に 30 分を超えた時間 30 分までごとに 150 円を加算する。ただし、600 円を超えるときは、600 円とする。	
燈明堂緑地駐車場	普通	1回 30 分まで 1回 30 分を超えた場合は、150 円に 30 分を超えた時間 30 分までごとに 150 円を加算する。ただし、1,000 円を超えるときは、1,000 円とする。 1回 30 分まで 1回 30 分を超えた場合は、250 円に 30 分を超えた時間 30 分までごとに 250 円を加算する。	150 250	1月から 4 月まで及び 10 月から 12 月まで 5 月から 9 月まで	大型 通年	1回につき 1月から 6 月まで及び 9 月から 12 月まで	2,100 100	1回 30 分を超えた場合は、100 円に 30 分を超えた時間 30 分までごとに 100 円を加算する。ただし、800 円を超えるときは、800 円とする。
くりはま花の国第 1 駐車場 くりはま花の国第 2 駐車場	普通 大型	1回につき 1回につき	630 2,100			1回 30 分まで 7 月及び 8 月	250	1回 30 分を超えた場合は、250 円に 30 分を超えた時間 30 分までごとに 250 円を加算する。ただし、1,500 円を超えるときは、1,500 円とする。
くりはま花の国パークゴルフ場駐車場	普通	1回につき	630					
長井海の手公園駐車場	下記以外のもの 大型及び自動車登録規則(昭和 45 年運輸省令第 7 号)別表第 2 第 2 号に掲げる自動車(大型を除く。)	1回 30 分まで 1回 30 分を超えた場合 1回につき	0 1,200 2,620		走水水源地公園駐車場	1回 30 分まで 1回 30 分を超えた場合は、210 円に 30 分を超えた時間 30 分までごとに 210 円を加算する。ただし、1,680 円を超えるときは、1,680 円とする。	210	
					燈明堂緑地駐車場	1月から 4 月まで及び 10 月から 12 月まで	150	1回 30 分を超えた場合は、150 円に 30 分を超えた時間 30 分までごとに 150 円を加算する。ただし、1,000 円を超えるときは、1,000 円とする。

備考	自動二輪車及び原動機付自転車	1回 30分まで	0	くりはま花の国第1駐車場 くりはま花の国第2駐車場 くりはま花の国第3駐車場 長井海の手公園駐車場 荒崎公園駐車場 西公園臨時駐車場			5月	1回 30分まで	250
		1回 30分を超えた場合	500				から 9月	1回 30分を超えた場合は、250円に30分を超えた時間30分までごとに250円を加算する。	
	荒崎公園駐車場	普通 1回につき	1,050				普通	1回につき	1,200
		大型 1回につき	2,100				大型	1回につき	2,700
	西公園臨時駐車場	普通 1回につき	320				普通	1回につき	1,200
		大型 1回につき	2,100				下記以外のもの	1回 30分まで	0
							大型及び自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第2第2号に掲げる自動車(大型を除く。)	1回につき	2,620
							自動二輪車及び原動機付自転車	1回 30分まで	0
							普通	1回 30分を超えた場合	500
							普通	1回につき	1,050
							大型	1回につき	2,100
							普通	1回につき	600
							大型	1回につき	2,100

備考

1 普通とは車体の高さが2.7メートル未満の自動車を、大型とは車体の高さが2.7メートル以上の自動車をいう。

2 原動機付自転車とは、総排気量が0.050リットルを超えるものをいう。

1 普通とは車体の高さが2.7メートル未満の自動車を、大型とは車体の高さが2.7メートル以上の自動車をいう。

2 原動機付自転車とは、総排気量が0.050リットルを超えるものをいう。

有料広場条例

旧

新

別表(第12条第2項関係)

区分	金額	
	市内	市外
午前8時30分から午前11時まで	円 <u>1,470</u>	円 <u>2,940</u>
午前11時から午後1時まで	円 <u>1,180</u>	円 <u>2,360</u>
午後1時から午後3時まで	円 <u>1,180</u>	円 <u>2,360</u>
午後3時から午後5時まで	円 <u>1,180</u>	円 <u>2,360</u>
午後5時から午後7時まで(4月から9月までに限る。)	円 <u>1,180</u>	円 <u>2,360</u>
時間外1時間につき	円 <u>590</u>	円 <u>1,180</u>

別表(第12条第2項関係)

区分	金額	
	市内	市外
午前8時30分から午前11時まで	円 <u>1,700</u>	円 <u>3,400</u>
午前11時から午後1時まで	円 <u>1,400</u>	円 <u>2,800</u>
午後1時から午後3時まで	円 <u>1,400</u>	円 <u>2,800</u>
午後3時から午後5時まで	円 <u>1,400</u>	円 <u>2,800</u>
午後5時から午後7時まで(4月から9月までに限る。)	円 <u>1,400</u>	円 <u>2,800</u>
時間外1時間につき	円 <u>700</u>	円 <u>1,400</u>